

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 1】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 「放射性物質」についての除外規定の削除について</p> <p>東日本大震災以降、「放射性物質」についての問題が大きくクローズアップされている時流の中で行われた改正だといえるが、本来であれば「放射性物質」は環境にとって大きな問題であり、もともと除外すべきではなかったのではないかと思われるため、適切な改正だと考える。</p> <p>(2) 戦略的アセスメントの導入について</p> <p>複数案を比較・検討することで、環境への影響をさらに低減させる可能性が大きくなるため、適切な改正だと考える。</p> <p>(3) 風力発電事業を対象事業に追加したことについて</p> <p>風力発電事業についても、今後風力発電所が増加することが予想される一方で、騒音・振動等の環境への影響も少なくないことから、対象事業に追加したこと自体は適切な改正だと考える。</p> <p>もっとも、環境影響評価法上の出力よりも厳しい基準を設けること、また、厳しい基準を設けるにしても具体的な数値としてなぜ現在の案に設定しているかという点については、その理由について具体的に明らかにする必要があると考える。</p>	<p>(1), (2) については、適正に技術指針を定め、運用を図ります。</p> <p>(3)</p> <p>環境影響評価法（以下、「法」という。）及び当条例において、発電所の種別ごとに、総出力が、規模要件の指標として設定されており、風力発電事業についても、これとの整合性を考慮する必要があります。</p> <p>一方で、総出力又は基数が大きくなるほど苦情等の発生割合が高くなるとの報告があり、設置基数という考え方もあります。</p> <p>近年、一基あたりの風力発電設備が大型化する傾向にあり、基数の設定では対応ができないことから、法と同じく、条例においても、その発電の総出力を規模要件の指標としております。</p> <p>また、規模の設定については、風力発電事業以外の対象事業の規模の設定と同じく、法第二種事業（法第一種事業規模の75%）と条例第一種事業の規模を同じとし、また、法第一種事業の規模の50%を条例第二種事業の規模とすることによって、法と条例が一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保するものとなっております。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 2】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>風力発電所のスクリーニングを他の事業と同じような事業規模で行う方式（第 2 種事業は第 1 種の半分から 75%とする）は徳島には相応しくないように思えます。</p> <p>風力発電所は山の稜線や海岸線など、人の目に触れやすい箇所に建設されることが多く、それ自体が新たな景観を作り出すこともありますが、従前の素晴らしい景観を損ねる可能性も高い施設だと思います。</p> <p>今回の規則改正では、2000kW 規模の 1～2 基の建設では環境アセスメントから漏れてしまい、徳島の優れる景観資源を損ねてしまう可能性があります。</p> <p>このような少数・小規模の風力発電所は商用では建設されにくいかもしれませんが、スクリーニングの基準を十分吟味しておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>風力発電施設の規模要件の設定については、環境影響や苦情の発生状況等から設定する必要があるとの報告※があり、法と同様に条例においては、総出力を規模要件として、条例が法の規模をカバーし、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保するものとなっております。</p> <p>この度の風力発電事業の対象事業化で、景観等も環境影響評価の対象となりますが、御意見にあるよう少数・小規模の風力発電については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>※環境省の「風力発電施設に係る環境影響評価の 基本的考え方に関する検討会報告書」</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 3】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 風力発電事業を対象事業に追加する件について</p> <p>他の発電事業と同様、総出力が指標になっているが、事業によっては土地改変面積や基数を考慮する場合もあるのではないかと。</p> <p>(2) 資料 2 徳島県環境影響評価条例（改正案）の手続きについて（フロー図）</p> <p>方法書，準備書の作成枠には「意見聴取」，「知事意見」，「一般からの意見」と項目が 3 つ並べられている。「知事意見」，「一般からの意見」とは知事あるいは一般からの意見聴取という意味だと捉えている。「意見聴取」と敢えて表記している理由はあるのか。また，今回改正される配慮書の作成枠には「意見聴取」は入っていないが，その理由に該当しないのか？</p>	<p>(1)</p> <p>総出力又は基数が大きくなるほど，苦情等の発生割合が高くなるとの報告があります。一方，土地の改変面積と総出力及び基数との相関は，一概に言えないことから，改変面積を指標として設定することは難しいと考えます。</p> <p>(2)</p> <p>環境影響評価制度は，環境保全に関する外部との情報交流を義務づけることにより，事業者へ十全な環境配慮を確保する制度です。</p> <p>この度，新たに追加される配慮書の意見聴取手続は，条例改正案中で，一般意見については「事業者は，一般の環境保全の見地から意見を求めるように努めること。」，知事意見については，「知事は意見を書面において述べることができる。」，一方，方法書及び準備書の意見聴取の一般意見については「環境保全の見地から意見を有する者は，事業者に対し意見を述べるができる」，知事意見は，「知事は意見を書面において述べるものとする。」との違いがあります。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 4】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 環境影響評価条例の改正案について、東日本大震災以降の社会情勢の変化（原発事故に伴う放射性物質の放出、クリーン発電へのシフト）に対応した制度の充実がなされており、時宜にかなった改正であると思います。</p> <p>(2) 電子縦覧（インターネットの利用）についても積極的に利用されるとのことで、従来よりも多くの住民、特に若年層にも周知できると思います。ただ、資料内に電子縦覧についての記述が少ないですので、概要についてもう少し詳細があっても良いと思われま</p>	<p>(1) 当件については、適正に技術指針を定め、運用を図ってまいります。</p> <p>(2) 環境影響評価制度は、環境保全に関する外部との情報交流を義務づけることにより、事業者の十全な環境配慮を確保する制度であります。電子縦覧は、環境影響評価図書等へのアクセスの利便性を向上させることによる情報交流の充実を図ったもので、環境影響評価制度の根幹となるものです。 ご意見については、今後の参考とします。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 5】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 環境影響評価対象事業に「風力発電所」が追加される事に賛成です。</p> <p>(2) 広告、縦覧が電子縦覧（インターネット）のみにせず、PCなどの利用が得意でない人や、使用できない人に対しての広告の方法も必要かと思う。</p>	<p>(1) 当件については、適正に技術指針を定め、運用を図ってまいります。</p> <p>(2) 環境影響評価図書の縦覧は、電子縦覧の他に、できる限り一般の参集の便が良い場所において縦覧されることが、条例等において規定されています。 参集の便が良い場所としては、①事業を実施しようとする者の事務所、②協力が得られた県の庁舎及び関係市町村の施設で行われること、となっています。 また、周知については、それぞれの機関の協力を得て、徳島県報、関係市町村の公報及び広報誌並びに日刊紙へ公表することが規定されています。 ご意見をふまえ、県民の方への更なる良い周知方法について検討を図ってまいります。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 6】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 「放射性物質」についての除外規定の削除</p> <p>「放射性物質」による環境影響が問題になっている昨今、アセスメントの評価項目とすることは是非とも必要であり、その評価が必要な事業を、技術指針等で明確にしていくことが肝要と考えます。</p> <p>(2) 風力発電事業を対象事業に追加</p> <p>法よりも対象規模を下げ、より地方に合ったものとするは適切であり、風力発電による環境影響が大きい低周波空気振動等をアセスメントの評価項目とするよう、技術指針等で明確にすることが肝要と考えます。</p>	<p>(1)(2)</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、評価方法等を定める技術指針等の改正手続を進めます。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 7】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 関連する事業による複合的・累積的な影響評価は行うのでしょうか。</p> <p>(2) 市民が関心を持つような公表方法を検討してはいるかがでしょうか。</p>	<p>(1) 徳島県環境影響評価条例の対象事業の一つに「複合事業」が規定されております。 当事業については面的開発事業に限りませんが、個の事業は小規模であっても、それが一団の事業として実施され、合計面積が対象規模となる場合、評価手続を行うこととなり、単一事業種にとらわれない、複合的な評価を行うこととなります。 また、今回の改正で導入される配慮書の手続において、事業の実施が想定される複数の区域に関し、地域特性に関する情報を把握し、比較・検討を行うことから、複合的・累積的な評価方法を行うこととなります。</p> <p>(2) アセスメント手続の公表方法については、事業者等のウェブサイト等で行われますが、当該手続について、県民の方に十分に関心を持たれるよう周知方法等について検討します。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 8】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
<p>徳島県環境評価条例改正案に対する意見として下記の 2 件を提出します。</p> <p>(1) 条例の対象事業に追加するもの</p> <p>事業の種類：太陽光発電事業</p> <p>理由：太陽光発電用パネルの反射光による被害、景観破壊が生じている場合がある。このため、一定以上の規模の太陽光発電事業者によるその反射光による悪影響及び重大な景観破壊を生じないことを確認させる必要があると考えます。</p> <p>(2) 環境影響評価方法及び環境影響評価図書の簡素化</p> <p>対象事業種類：太陽光発電事業</p> <p>理由：環境影響評価に経費と時間に関する負担が大きいということが指摘されています。太陽光発電事業による発電パネルの反射光や景観悪化の問題は、比較的簡便に評価可能であるので、その評価方法及びそれに伴う評価図書の簡便化を図ることが適当と考えます。</p>	<p>(1), (2)</p> <p>太陽光発電事業については、現状では、条例で環境影響評価を行う対象事業ではありませんが、全国の動向等及び環境への影響等の資料を収集し、今後の検討課題とします。</p>

(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例等の改正について)

【番号 9】

いただいた御意見	御意見に対する県の考え方
特にありません。	今回の条例改正に関することについては、徳島県県民環境部環境管理課（088-621-2276）へお問合せください。